

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月15日
【四半期会計期間】	第66期第3四半期（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）
【会社名】	株式会社文教堂グループホールディングス
【英訳名】	BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋崎 富士雄
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号
【電話番号】	044（811）0118
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗像 光英
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号
【電話番号】	044（811）0118
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗像 光英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第3四半期連結 累計期間	第66期 第3四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成26年9月1日 至平成27年5月31日	自平成27年9月1日 至平成28年5月31日	自平成26年9月1日 至平成27年8月31日
売上高 (千円)	25,220,518	24,811,918	33,335,505
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△92,601	71,486	△386,751
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△228,226	△28,869	△553,845
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△207,930	51,231	△551,398
純資産額 (千円)	1,068,891	776,655	725,424
総資産額 (千円)	26,216,190	25,461,104	24,922,308
1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 (△) (円)	△16.63	△2.35	△40.03
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.01	2.86	2.84

回次	第65期 第3四半期連結 会計期間	第66期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年3月1日 至平成27年5月31日	自平成28年3月1日 至平成28年5月31日
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△6.53	△4.78

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況につきましては、次のとおりであります。

当社グループは、前連結会計年度において営業損失399百万円を計上いたしました。

当該状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで当社グループは、「3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（5）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策等」に記載のとおり、具体的な対応策を実施し当該状況の解消と改善に向けて努めております。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益又は四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続いているものの、個人消費などに弱さがみられ、消費者マインドの低下等がわが国の景気を下押しするリスクとなっており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

出版流通業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及が進む中で、定期刊行雑誌を中心に市場規模の縮小が続いており、改善の兆しもなかなか見えない状況です。

このような状況下において、当社グループにおきましては、事業構造の改革及び経営効率の改善を急ピッチで進めてまいりました。

新規出店及びリニューアルにつきましては、アニメ関連商品に特化した「アニメガ」や、既存書店への文具導入などに積極的に取り組み、品揃えを強化することによって、集客力及び収益性の向上を図ってまいりました。新規店は、アニメガ札幌パルコ店、アニメガ高松店、JQストア心斎橋OPA店、中央林間店、CAカフェ渋谷店、武蔵小金井店、京王八王子店、アニメガ名古屋丸栄店、CA鷺ノ宮駅店の9店舗を出店いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は24,811百万円（前年同四半期比1.6%減）、営業利益は61百万円（前年同四半期は営業損失101百万円）、経常利益は71百万円（前年同四半期は経常損失92百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は投資有価証券評価損65百万円を計上したことにより28百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失228百万円）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、25,461百万円となり、前連結会計年度末に比べて538百万円増加いたしました。主な要因は、商品が976百万円増加した一方、現金及び預金が275百万円、差入保証金が123百万円減少したことなどによるものです。

負債は24,684百万円となり、前連結会計年度末に比べて487百万円増加いたしました。主な要因は、短期借入金が、1,025百万円、長期借入金が623百万円、社債が195百万円増加した一方、買掛金が735百万円、一年内返済予定長期借入金が202百万円減少したことなどによるものです。

純資産は776百万円となり、前連結会計年度末に比べて51百万円増加いたしました。主な要因は、その他有価証券評価差額金が60百万円増加したことなどによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策等

当社グループは、「1 [事業等のリスク]」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き店舗リニューアルを含めたスクラップアンドビルド及び人員体制再構築などによる事業構造の改革を着実に進めることにより、営業利益及び営業キャッシュ・フローを獲得できる体制を構築しております。

今後の新規出店及び既存店のリニューアルにつきましては、好調な推移を見せている「アニメガ」を中心に新業態の出店を加速して新たな需要を喚起し、商品開発におきましても、高い利益率と集客性が見込める人気のアニメ・キャラクターグッズなど当社グループ限定商品を積極的に展開し、収益力の向上を図っております。

資金面につきましても、金融機関を中心とした手当てにより問題はないと認識しております。

以上により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,448,000
A種類株式	300,000
B種類株式	300,000
C種類株式	300,000
D種類株式	300,000
E種類株式	300,000
F種類株式	300,000
G種類株式	300,000
H種類株式	300,000
I種類株式	300,000
J種類株式	300,000
計	20,448,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年7月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,004,715	14,004,715	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	権利内容に制限の無い標準となる株式 (注1)
A種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
B種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
C種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
D種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
E種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
F種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
G種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
H種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
I種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
J種類株式	212,000	212,000	非上場	(注1) (注2)
計	16,016,715	16,016,715	—	—

(注) 1. 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、異なる内容の株式として普通株式及び複数の種類株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び種類株式のそれぞれにつき100株であります。

2. 種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 発行株式の種類

株式会社文教堂グループホールディングス第1回A種類株式、第1回B種類株式、第1回C種類株式、第1回D種類株式、第1回E種類株式、第1回F種類株式、第1回G種類株式、第1回H種類株式、第1回I種類株式、第1回J種類株式(以下、これらを総称して「本件種類株式」といい、それぞれの種類株式を「各種類株式」という。)

(2) 剰余金の配当

①優先配当

当会社は、定款第44条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された本件種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）および本件種類株式の登録株式質権者（以下「本種類登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、剰余金の配当を行う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。

②優先配当の額

本件種類株式1株当たりの優先配当金の額は、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度毎に、本件種類株式1株当たりの払込金額に対し、下記の年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出された金額とする。

優先配当金の額は、円単位未満小数第4位を四捨五入した額とする。

優先配当年率は平成20年12月1日以降次の年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により算出される年率とする。

優先配当年率＝日本円TIBOR（6ヶ月物）＋0.5%

優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成21年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成20年12月1日または各年率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成20年12月1日または各年率修正日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

③累積条項

ある事業年度において本種類株主および本種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「種類株式累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者および本種類株主または本種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本種類株主または本種類登録株式質権者に支払う。

④非参加条項

本種類株主または本種類登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

本種類株主または本種類登録株式質権者に対しては、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

本種類株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の決議

当会社が、会社法第322条第1項各号にあげる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主総会の決議を要しない。

(6) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本件種類株式について株式の併合または分割を行わない。

当会社は、本種類株主に対し、株式無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。

当会社は、本種類株主に対し、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

(7) 取得条項

当会社は、本件種類株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「取得日」という。）をもって、本種類株主および本種類登録株式質権者の意思にかかわらず、いつでも種類株式の全部または一部を、本件種類株式1株につき348円に、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引き換えに取得することができる。一部取得をするときは、直前期末の本件種類株主名簿に記載または記録された保有株式数による比例配分とする。

(8) 対価を金銭とする取得請求権

本種類株主は、当会社に対して、対価を金銭（以下、本件種類株式の全部または一部を取得し、これと引き換えに金銭を交付することを「償還」という。）として、下記に定める期間において、当会社の前事業年度の分配可能額の二分の一相当額を、償還請求のあった日が属する事業年度における償還の上限として、本種類株主の有する本件種類株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。

①取得請求をすることができる期間

本種類株主が当会社に対して、前記に定める請求をすることができる期間は、次のとおりとする。

- A種類株式 平成25年12月1日以降
- B種類株式 平成26年12月1日以降
- C種類株式 平成27年12月1日以降
- D種類株式 平成28年12月1日以降
- E種類株式 平成29年12月1日以降
- F種類株式 平成30年12月1日以降
- G種類株式 平成31年12月1日以降
- H種類株式 平成32年12月1日以降
- I種類株式 平成33年12月1日以降
- J種類株式 平成34年12月1日以降

②第1回各種類株式1株を取得するのと引換えに当該株主に交付する財産の内容および額

各種類株式1株につき金348円に、優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日（同日含む。）から償還日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額ならびに種類株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。

(9) 消却

当会社は、法令の定めに従い、本件種類株式の全部または一部を買入れ、これを消却することができる。

(10) 譲渡制限

本件種類株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮した為であります。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年3月1日～ 平成28年5月31日	—	16,016,715	—	2,035,538	—	3,076,788

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1回A種類株式 200,000 第1回B種類株式 200,000 第1回C種類株式 200,000 第1回D種類株式 200,000 第1回E種類株式 200,000 第1回F種類株式 200,000 第1回G種類株式 200,000 第1回H種類株式 200,000 第1回I種類株式 200,000 第1回J種類株式 212,000	—	「1.株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 27,900	—	「1.株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,975,500	139,755	同上
単元未満株式	普通株式 1,315	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	16,016,715	—	—
総株主の議決権	—	139,755	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社文教堂グループホールディングス	川崎市高津区久本3-3-17	27,900	—	27,900	0.17
計	—	27,900	—	27,900	0.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について海南監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,020,056	744,073
受取手形及び売掛金	1,340,535	1,365,090
商品	14,370,016	15,346,913
貯蔵品	10,313	10,560
繰延税金資産	11,678	10,546
1年内回収予定の長期貸付金	43,467	40,016
その他	345,247	304,829
流動資産合計	17,141,315	17,822,029
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	859,111	846,921
機械装置及び運搬具（純額）	1,801	4,180
土地	2,740,444	2,774,644
リース資産（純額）	176,019	175,829
その他（純額）	297,024	329,895
有形固定資産合計	4,074,401	4,131,471
無形固定資産		
ソフトウェア	22,479	26,083
電話加入権	32,478	32,478
無形固定資産合計	54,957	58,562
投資その他の資産		
投資有価証券	281,133	272,490
長期貸付金	613,873	514,513
繰延税金資産	7,795	4,499
長期未収入金	45,850	45,850
差入保証金	2,824,124	2,700,888
その他	104,684	87,632
貸倒引当金	△250,287	△209,144
投資その他の資産合計	3,627,176	3,416,730
固定資産合計	7,756,535	7,606,764
繰延資産	24,457	32,310
資産合計	24,922,308	25,461,104

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,052,990	5,317,576
短期借入金	4,078,000	5,103,000
1年内返済予定の長期借入金	3,800,667	3,597,911
1年内償還予定の社債	880,000	835,000
リース債務	69,245	71,356
未払法人税等	29,141	22,081
その他	554,690	326,240
流動負債合計	15,464,734	15,273,165
固定負債		
社債	1,395,000	1,590,000
長期借入金	6,036,647	6,659,650
リース債務	121,458	120,461
繰延税金負債	200,166	175,912
退職給付に係る負債	669,635	658,266
その他	309,241	206,993
固定負債合計	8,732,149	9,411,283
負債合計	24,196,884	24,684,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,035,538	2,035,538
資本剰余金	3,076,788	3,076,788
利益剰余金	△4,430,035	△4,458,905
自己株式	△18,215	△18,215
株主資本合計	664,074	635,205
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,746	69,822
退職給付に係る調整累計額	35,174	24,014
その他の包括利益累計額合計	44,921	93,836
新株予約権	16,428	16,428
非支配株主持分	—	31,185
純資産合計	725,424	776,655
負債純資産合計	24,922,308	25,461,104

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)
売上高	25,220,518	24,811,918
売上原価	18,694,327	18,437,055
売上総利益	6,526,191	6,374,863
販売費及び一般管理費	6,627,220	6,313,003
営業利益又は営業損失(△)	△101,028	61,859
営業外収益		
受取利息	9,735	9,177
受取配当金	1,293	1,023
受取手数料	11,269	9,431
受取家賃	56,827	57,968
情報提供料収入	46,080	46,255
その他	25,982	21,338
営業外収益合計	151,187	145,195
営業外費用		
支払利息	115,351	104,683
その他	27,409	30,885
営業外費用合計	142,760	135,568
経常利益又は経常損失(△)	△92,601	71,486
特別利益		
受取損害賠償金	—	51,250
投資有価証券売却益	0	—
固定資産売却益	—	962
特別利益合計	0	52,213
特別損失		
固定資産除却損	54,298	34,951
賃貸借契約解約損	21,636	9,344
減損損失	49,013	—
投資有価証券評価損	—	65,636
特別損失合計	124,947	109,933
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△217,548	13,766
法人税、住民税及び事業税	17,206	22,506
法人税等調整額	△6,528	△11,055
法人税等合計	10,677	11,450
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△228,226	2,315
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	31,185
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△228,226	△28,869

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△228,226	2,315
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	31,268	60,075
退職給付に係る調整額	△10,971	△11,159
その他の包括利益合計	20,296	48,915
四半期包括利益	△207,930	51,231
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△207,930	20,046
非支配株主に係る四半期包括利益	—	31,185

【注記事項】

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益又は四半期純損失等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取り扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第3四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日）
減価償却費	308,517千円	225,764千円

（株主資本等関係）

I 前第3四半期連結累計期間（自平成26年9月1日 至平成27年5月31日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自平成27年9月1日 至平成28年5月31日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△16円63銭	△2円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△228,226	△28,869
普通株主に帰属しない金額(千円)	4,189	3,967
(うちA種類株式の累積配当額)	416	394
(うちB種類株式の累積配当額)	416	394
(うちC種類株式の累積配当額)	416	394
(うちD種類株式の累積配当額)	416	394
(うちE種類株式の累積配当額)	416	394
(うちF種類株式の累積配当額)	416	394
(うちG種類株式の累積配当額)	416	394
(うちH種類株式の累積配当額)	416	394
(うちI種類株式の累積配当額)	416	394
(うちJ種類株式の累積配当額)	441	418
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額(△)(千円)	△232,416	△32,837
普通株式の期中平均株式数(株)	13,976,802	13,976,802

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

平成28年6月13日に当社が保有する投資有価証券の一部を市場で売却したことにより、投資有価証券売却益(特別利益)76,283千円が発生しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年7月14日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畑中 数正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年6月13日に会社が保有する投資有価証券の一部を市場で売却したことにより、投資有価証券売却益（特別利益）76,283千円が発生している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。